

令和9年度版「ごみ・リサイクルカレンダー」の 有料広告主を募集します

地域産業の活性化及び市の自主財源の確保を図るために、広告掲載を希望する企業・団体等を次のとおり募集します。

応募する企業・団体等の方は、募集案内等をお読みの上、必要書類を用意し申込期限内に応募してください。

問合せ先

小金井市環境部ごみ対策課（市役所第二庁舎4階）

電話 042（387）9835

ファクス 042（383）6577

Eメール s040299@koganei-shi.jp

公募の概要

1 ごみ・リサイクルカレンダー有料広告掲載の概要

広告媒体 令和9年度版ごみ・リサイクルカレンダー

ごみ・資源物の収集日及び分別方法等を市民に周知するため配布している小金井市のごみ・リサイクルカレンダーです。

配布は市内全戸・全事業所を対象に行っており、多くの市民・市内事業者の目に触れる有力な広報媒体といえます。

発行部数 83,000部（令和9年度版配布予定数）

掲載規格

規格（縦×横）	掲載料	刷色	枠数
2.5 cm×12 cm	50,000 円	カラー	12 枠

2 公募の手続

（1）公募のお知らせ

市報令和8年7月15日号及び市ホームページに掲載します。

（2）募集案内等の関係書類は、ごみ対策課清掃係（第二庁舎4階）の窓口で配布するほか市のホームページからもダウンロードできます。

（3）申請書等の提出期間

① 提出期間

令和8年7月16日（木）から令和8年8月31日（月）まで

（土曜・日曜・祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで
に御提出ください。）

② 提出方法

「小金井市広告掲載申込書」に必要な事項を記入し、掲載しようとする広告の原稿案及びその他の必要書類を添えて、ごみ対策課清掃係（小金井市役所第二庁舎4階）まで直接持参または郵送で提出してください。

＜郵送の場合の送付先＞

〒184－8504

小金井市本町6－6－3

小金井市役所ごみ対策課 ごみ・リサイクルカレンダー担当 宛

※ 締切日（令和8年8月31日）当日までの消印有効

3 選定結果の通知等

広告の掲載基準に基づき、市が審査し、掲載の可否を令和8年10月2日（金）までに応募者に文書（広告掲載決定通知書／広告非掲載決定通知書）でお知らせします。

4 広告掲載料の納付

掲載が決定した場合、広告掲載料を指定された期日までに一括前納していただきます。納付書は、広告掲載決定通知書と一緒に送付します。

5 広告の版と版代（作成費用）

広告のデザインの作成は、広告主の責任で作成してください。

6 広告の校正

掲載が決定した場合、指定された校正期間中に版下の確認をしていただきます。校正期間の初日までにごみ対策課より電子メールで広告の版下を送付しますので、校正期間内に校正結果をご連絡ください。なお、校正期間は別途お知らせします。

応募の条件及び掲載基準

1 応募書類

応募する際には、次の書類を提出してください。

- （1） 小金井市広告掲載申込書
- （2） 令和9年度版ごみ・リサイクルカレンダーに掲載する原稿申込書（掲載しようとする広告の原稿案を添付のこと）
- （3） 広告主の概要（本社所在地、業務（販売物）内容など）が明示された資料
 - 1 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
 - 2 住民票もしくはその写し、運転免許証又は国民健康保険証のいずれか（個人の場合）

※ 東京電子自治体共同運営競争入札等参加資格業者登録をし、申請先自治体に小金井市を選択している法人、若しくはホームページで業務概要が確認できる法人の場合は、広告主の概要が明示された資料の提出を省略できます。

- （4） 納税証明書（市外のみ）

※ 市内に事業所を有している法人は、提出を省略できます。

2 掲載基準

掲載できる広告は、市民生活に関連したもので、次のいずれにも該当しないものです。

- （1） 市の印刷物等の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第122号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝にかかわるもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 次の基準を満たしていないもの。
 - ・古物商、リサイクルショップ等の業種については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な法令等に基づく許可を受け、その番号を表示すること。また一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨（例：「回収」「引取り」「処理」「処分」「撤去」「廃棄」等）の表示はしない。
- (7) 前号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

3 広告掲載の決定方法

広告掲載予定枠数を超える広告申込みがある場合は、次に掲げる順序で優先順位を決定します。また、同順位間での優先順位は、抽選により決定します。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに類するもの
- (2) 市内に事業所等を有する公共的団体又は廃棄物関連企業
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの

4 広告掲載の掲載位置

カレンダーページの下部に掲載します。広告掲載ページは、市が決定します。広告は市ホームページ上で公開する電子データ版でも公開します。

5 広告掲載の枠数

同一申請者により掲載できる枠数は、原則として1枠までとしますが、申し込み状況によっては2枠以上も掲載できます。

6 広告掲載の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。

- (1) 広告が編集発行上又は掲載上支障となるとき。
- (2) 広告主が広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (3) その他、市長が特に必要があると認めたとき。

7 その他

広告掲載が決定した後、広告主の責によらない理由によって広告掲載ができない場合、既納の広告掲載料は還付します。

なお、広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。また、広告主の責による広告掲載の中止に伴い、市に損害が発生した場合は、広告主は損害を賠償することになります。

添付資料

- 1 小金井市広告掲載申込書
- 2 令和9年度版ごみ・リサイクルカレンダーに掲載する原稿申込書

関連資料

- 1 小金井市ごみ・リサイクルカレンダー広告掲載取扱基準
 - 2 小金井市広告掲載取扱要綱
- ※ 必ず、これらの資料をお読みの上、お申し込みください。